

令和元年度 第4回府中市男女共同参画推進協議会 次第

日 時：令和元年7月25日（木）  
午前10時～  
場 所：府中市男女共同参画センター  
会議室

1 審議事項

第6次府中市男女共同参画計画について

2 その他

第3期府中市男女共同参画推進協議会の開催予定  
 <令和元年度>

回数	日程	会議の内容
第1回	4月26日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成31年度府中市男女共同参画市民企画講座事業について</li> <li>・ 第6次男女共同参画計画について</li> </ul>
第2回	5月31日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5次府中市男女共同参画計画推進状況評価報告・第三者評価について</li> </ul>
第3回	6月28日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定に関する事項について（目標Iの検討）</li> </ul>
第4回	7月25日（木） 午前10時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定に関する事項について（目標II・IIIの検討）</li> </ul>
第5回	8月19日（月） 午前10時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定に関する事項について（目標III・IVの検討）</li> </ul>
第6回	9月9日（月） 午後2時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定に関する事項について（全体確認）</li> <li>・ 第三者評価前半検討</li> </ul>
第7回	10月 日（）時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定に関する事項について（パブリック・コメント案の確認）</li> <li>・ 第三者評価ヒアリング</li> <li>・ 第三者評価前半確認・後半検討</li> <li>・ センターの事業計画及び運営のあり方について</li> </ul>
第8回	1月 日（）時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第三者評価全体確認（後半含む）</li> <li>・ 計画策定に関する事項について（パブリック・コメント結果報告）</li> <li>・ センターの事業計画及び運営のあり方について・</li> </ul>
第9回	1月 日（）時～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6次府中市男女共同参画計画策定報告</li> <li>・ 府中市男女共同参画の推進に関する答申書の確認</li> <li>・ 市民企画講座の説明・採点</li> </ul>

# 第6次府中市男女共同参画計画目標Ⅱの課題・施策（案）

## 目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進

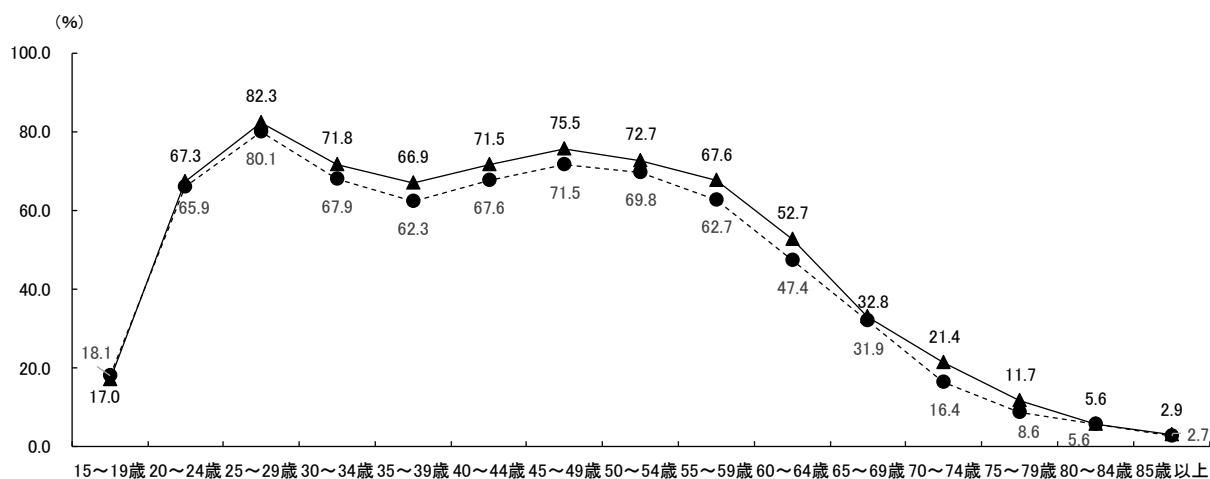
表記説明  
赤字:現行計画からの文言変更・  
新規追加  
青字:注記(変更箇所等)

### 課題1. 仕事と生活の両立支援（名称変更）

#### 【現状と課題】

- 男女共同参画の推進のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）<sup>1\*</sup>の実現が必要です。そのためには、家庭や地域において、男女が共に協力し合うという意識を持つとともに、性別にかかわらず、それぞれの価値観に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備が求められます。
- 女性の年齢階級別労働率をみると、25～29歳が最も高く、出産や子育て期にあたる30歳代で低くなり、40歳代以降に再び高くなるM字カーブの傾向がみられます。平成22年に比べて平成27年は、20歳以降のほとんどの年齢で労働率がやや高くなっています。

図表① 15歳以上の年齢階級別女性の労働率の推移（平成22年・平成27年）



総務省統計局「国勢調査」(平成22、27年)

<sup>1</sup> 男女共に、仕事と家庭生活や地域活動等のバランスを、時間的にも質的にも希望する配分で取れることをいいます。

・「意識調査」によると、「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度について、『「家庭生活」と「個人の生活」を優先したい』人が約2割で最も多く、次いで『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先したい』人が僅差で続いています。一方、現実では『「家庭生活」を優先している』『「仕事」を優先している』人が2割を超えており、『「家庭生活」と「個人の生活」を優先している』『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先している』人は1割に満たず、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実が乖離していることがうかがえます。国・都と比べると、市では「家庭生活」と「個人の生活」の優先度が高いことがうかがえます。現実について、国や都の調査結果でも、「『家庭生活』を優先している」と「『仕事』を優先している」が多くなっています。

**図表②-1 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度  
【東京都と国との比較】**

	府中市	東京都	国
「仕事」を優先したい	3.6	4.4	8.9
「家庭生活」を優先したい	17.9	15.7	25.5
「個人の生活」を優先したい	11.3	9.3	3.8
「仕事」と「家庭生活」を優先したい	19.3	21.9	30.5
「仕事」と「個人の生活」を優先したい	6.1	7.4	4.7
「家庭生活」と「個人の生活」を優先したい	20.7	12.2	9.7
「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先したい	19.4	24.7	15.4
無回答	1.7	4.4	△

**図表②-2 優先度について、現実に  
最も近いもの  
【東京都と国との比較】**

	府中市	東京都	国
「仕事」を優先している	20.5	29.6	25.5
「家庭生活」を優先している	28.9	21.3	30.5
「個人の生活」を優先している	9.1	5.6	4.6
「仕事」と「家庭生活」を優先している	17.1	17.6	21.6
「仕事」と「個人の生活」を優先している	6.5	6.1	3.2
「家庭生活」と「個人の生活」を優先している	9.7	6.8	8.0
「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべてを優先している	6.6	6.7	5.3
無回答	1.7	6.4	△

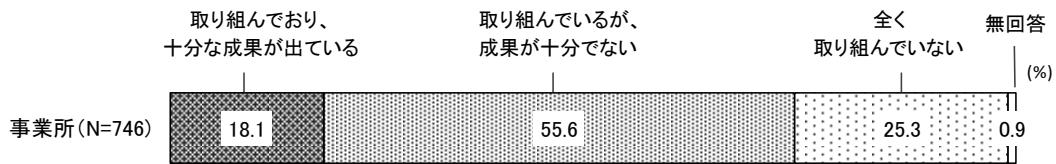
市：府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

東京都：男女共同参画社会に関する世論調査(平成27年)

国：男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年)

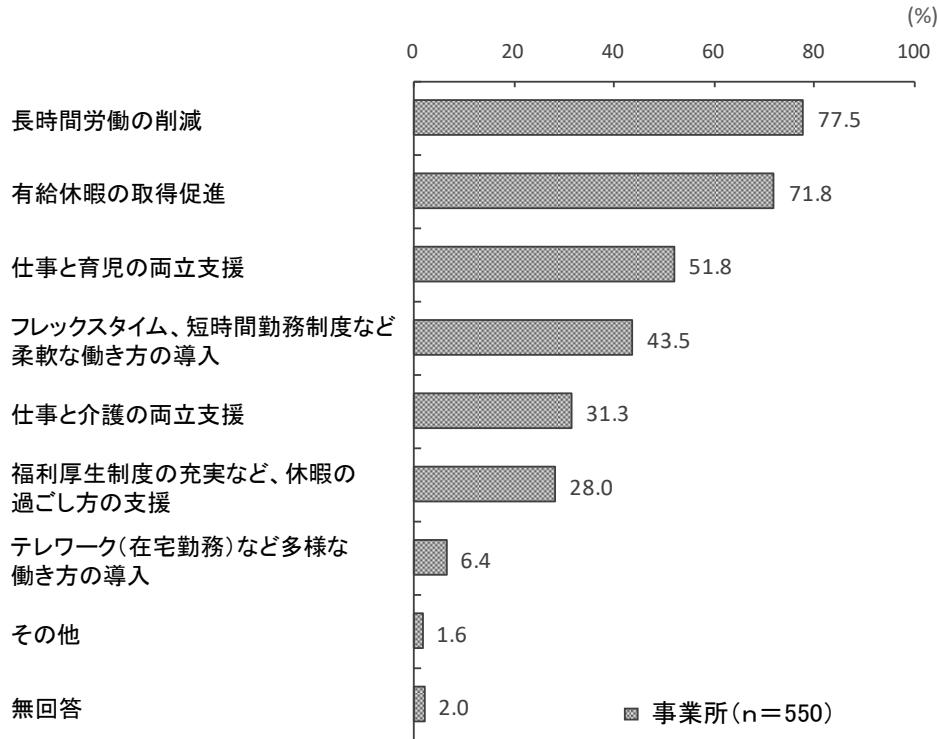
- ・東京都が平成 27 年度に実施した「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスの取組に関する調査」によると、7割を超える事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組んでいますが、5割強の事業所は成果が十分でないと回答しています。取組内容は、「長時間労働の削減」「有給休暇の取得促進」などが多くなっています。

図表③ ワーク・ライフ・バランスへの取組状況（東京都）（事業所全体）



東京都産業労働局「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査(事業所調査)」  
(平成 27 年度)

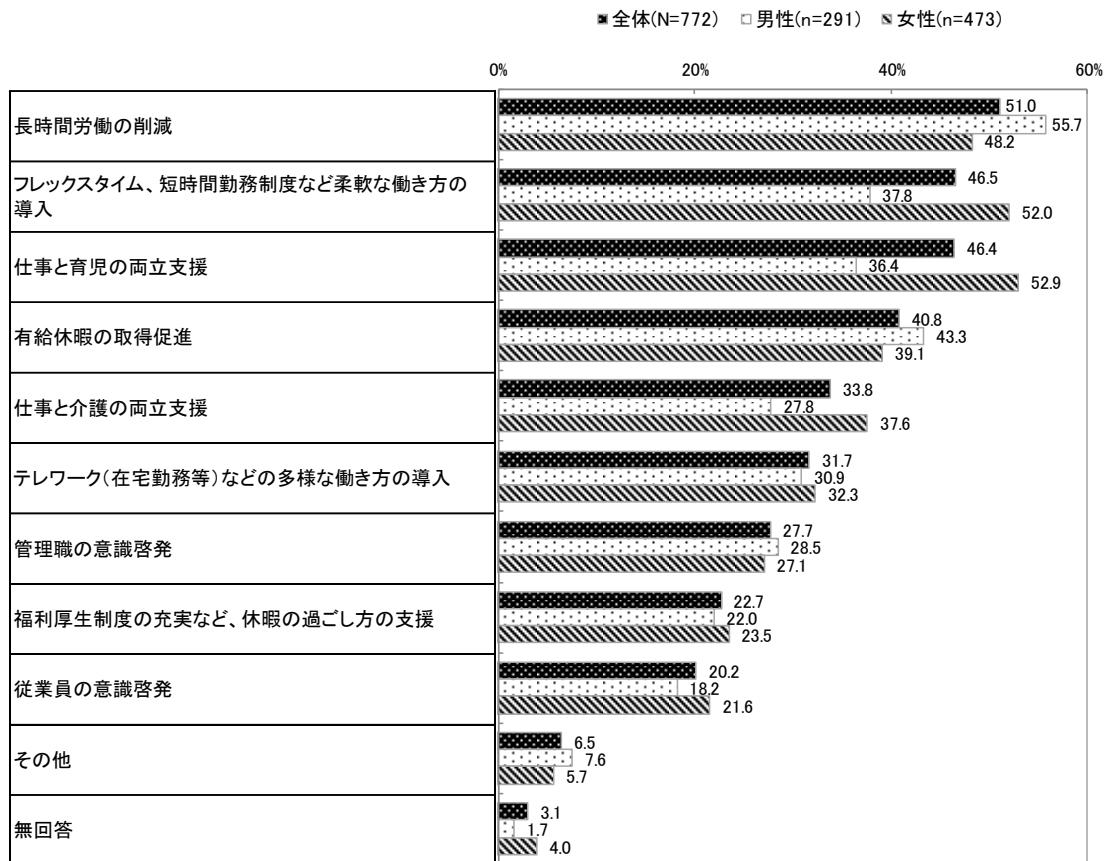
図表④ ワーク・ライフ・バランスへの取組内容（東京都）（事業所全体：複数回答）  
<ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所>



東京都産業労働局「企業における男女雇用管理と男性のワークライフバランスへの取組に関する調査(事業所調査)」  
(平成 27 年度)

- 「意識調査」では、ワーク・ライフ・バランス実現のために、有効な取組として、「長時間労働の削減」「フレックスタイム、短時間勤務制度など柔軟な働き方の導入」が上位を占めています。女性では、「仕事と育児の両立支援」も多く回答されています。

図表⑤ ワーク・ライフ・バランス実現のために、有効な取組（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

### 【施策の方向】

恒常的な長時間労働を前提とするような**男性中心型の労働慣行等**の見直しと、ワーク・ライフ・バランスの理解を深めるための意識啓発を推進します。

また、事業者に対しては、ワーク・ライフ・バランスへの理解を促進するため、啓発活動や情報提供等を行います。

## (1) 職場と家庭における環境づくり（名称変更）

男女が共にそれぞれの価値観やライフステージに応じた多様な働き方を選択できる環境の整備や長時間労働是正の啓発を図るとともに、庁内におけるノーカー残業デーを徹底し、男性職員の主体的な家事・子育て等への参画を促進します。

また、男女が性別によって差別されることなく、働きやすい環境を整備するため、市内外の関係機関と連携を図りながら、事業者に対して情報提供及び啓発を行います。

No.	事業項目	概要
38	啓発活動の充実と関係機関との連携強化	男女が対等で働きやすい環境をつくるため、国や東京都から情報の提供を受け、パンフレットやポスターの配布・掲示等をします。また、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、意識啓発事業を実施します。
39	長時間労働是正の啓発	法に定める労働時間・時間外労働の最低基準の実現、働く女性に関する法律などを内容とした労働ガイドブックの作成・配布を行います。また、東京労働局と連携し、長時間労働に関するセミナーを実施します。
40	事業者・労働者双方への働きかけ	ワーク・ライフ・バランスへの理解を進めるため、事業者・労働者双方への情報提供等を行います。
41	ノーカー残業デーの徹底	市職員に対し水曜日のノーカー残業デーにおける定時退庁を徹底します。
42	男性職員の家事・子育てへの参画	研修や職員広報による意識啓発を図ります。
88	労働相談(移動)	労働条件、労使関係など労働全般の相談に社会保険労務士が助言・指導を行います。

※表左：現行計画の事業ナンバー（以下、同様）

### <検討>

※家庭における環境づくりに関する施策が、42「男性職員の家事・子育てへの参画」のみとなります。

その他の例：

・父親向け交流事業の推進

（父親と子ども・父親同士の交流を図る事業を開催することで、男性の家事・育児参加を促進する）

・働きやすい職場環境づくりの支援と認定制度の周知

（ファミリーフレンドリー企業\*やイクボス宣言企業\*などについて事業所に周知する）

\* ファミリーフレンドリー企業：仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度をもち、多様かつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業のこと

\* イクボス宣言企業：男性の従業員や部下の育児参加に理解があり、積極的に支援することを表明した企業のことなど

## 課題2. 子育て支援・介護支援（名称変更）

### 【現状と課題】

- 女性が長く働き続けるためには、多様な働き方に対応できる保育サービスが必要となるとともに、パートナーである男性も子育てを担う社会環境を実現していく必要があります。
- 今後ますます進行する高齢社会に対応するため、介護のための休暇制度や短時間勤務、始業・就業時刻の繰上げ繰下げ制度等の整備が進んでいますが、現役世代の介護者が増加している中で、仕事と介護の両立が難しく、介護のために仕事を辞めざるを得ない人もいます。就労状況などの面から、結果として、介護の役割を女性が担っていることが依然として多いと言え、その肉体的・精神的な負担は大きなものがあり、仕事と介護の両立という意味で女性が厳しい立場に置かれる傾向にあります。
- 市では、高い水準で推移する保育需要に応えるため、施設整備等による定員の増加を進めしており、待機児童数は平成26年の352人から平成30年は●人に減少していますが、依然として待機児童の解消には至っておらず、引き続き施設整備等を進めていく必要があります。

図表⑥ 待機児童数の推移（各年4月1日現在）

(人)				
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
352	296	383	248	●●

第5次府中市男女共同参画計画および府中市男女共同参画の推進に関する事項について(答申)

- 平成27年度から学童クラブの対象児童が小学6年生まで拡充になりました。市では、小学1年生から3年生及び障害児すべての受入れはできていますが、小学4年生以上の待機児童について、年々減少しているものの、平成29年度は6人となっています。学童クラブへの入会を希望する児童がすべて入会できるように、受け皿の確保が求められます。

図表⑦学童クラブ入会児童数の推移（各年4月1日現在）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入会児童数	1,798	1,975	1,932	2,032
待機児童数 (小学4~6年生)	—	38	17	6

第5次府中市男女共同参画計画および府中市男女共同参画の推進に関する事項について(答申)

- 市の母子世帯・父子世帯数は、増加傾向で推移しており、平成 27 年は平成 17 年から 32.6% 増の 1,901 世帯となっており、ひとり親世帯への支援が求められています。

図表⑧ 母子世帯・父子世帯数の推移（府中市）

(世帯)

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
母子世帯	1,274	1,577	1,684
父子世帯	160	214	217
合計	1,434	1,791	1,901

※「母子世帯」は、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯

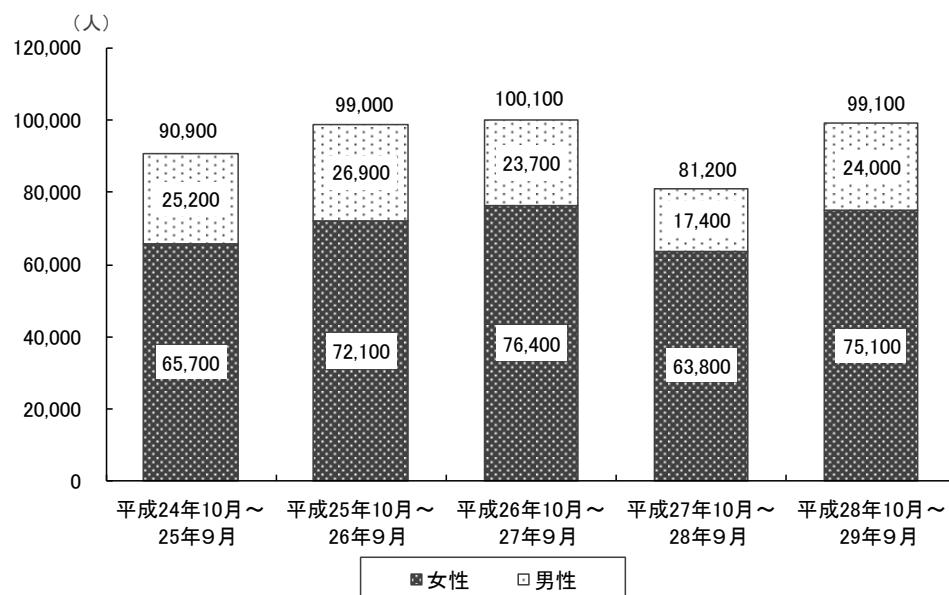
※「父子世帯」は、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみから成る一般世帯

※平成 22 年、平成 27 年は、「他の世帯員がいる世帯を含む」世帯数

総務省統計局「国勢調査」(平成 17、22、27 年)

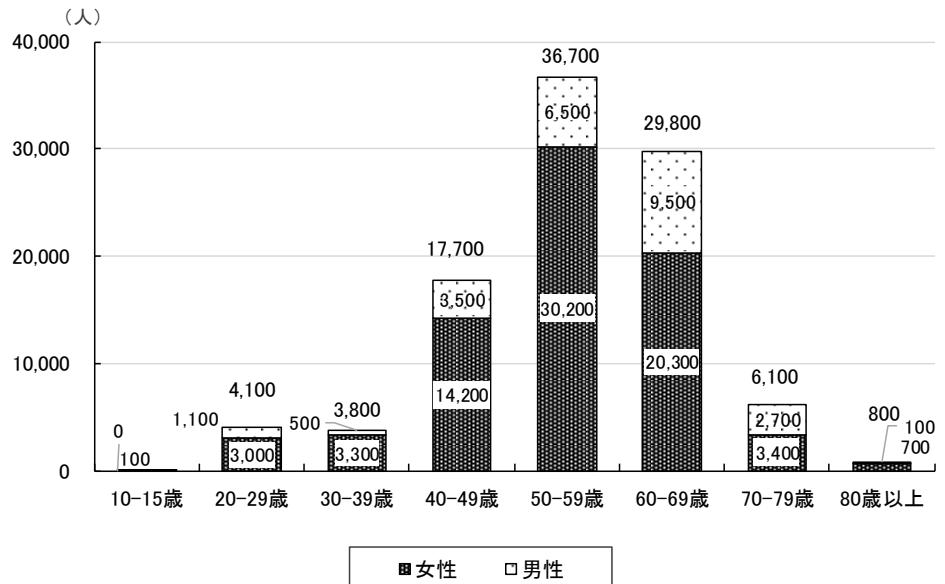
- 社会生活基本調査によると、全国の介護者数は男女ともに増加しており、平成 28 年の介護者数は約 700 万人となっています。また、就業構造基本調査によると、全国の離職者のうち、介護・看護を理由とする離職者数を年代別でみると、50 歳代が最も多く、60 歳代、40 歳代と続いている一方で、40~50 歳代では女性の割合が 8 割を占めています。

図表⑨－1 介護者数の推移（全国、男女別）



総務省統計局「社会生活基本調査」(平成 8、13、18、23、28 年)

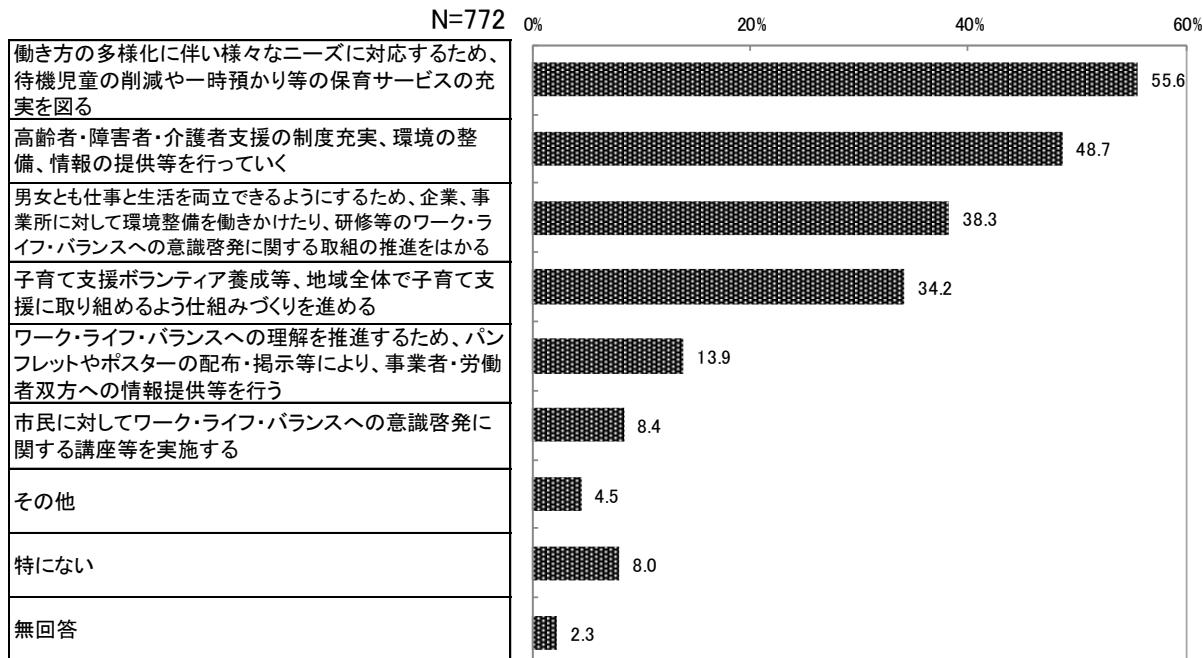
図表⑨－2 介護・看護を理由とする離職者数（全国、男女別）（平成28年10月～29年9月）



総務省統計局「就業構造基本調査」(平成29年)

・「意識調査」では、ワーク・ライフ・バランスのとれた環境をつくるために、府中市に望むこととして、待機児童の削減や一時預かり等の保育サービスの充実、高齢者・障害者・介護者支援の制度や環境の整備などが多く回答されています。

図表⑩ ワーク・ライフ・バランスのとれた環境をつくるために、  
府中市に望むこと（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

## 【施策の方向】

共働き家庭やひとり親家庭、在宅で子育てをする家庭に対応できる子育て支援策の充実を図ります。また、地域社会全体で子育てを支え合う仕組みづくりを進めるなど子育て支援体制を整備します。

また、介護に関する多様なニーズに応じた福祉サービスの充実を図り、介護者負担の軽減に努めるために、男女が共に仕事と介護を両立できる可能性を広げる環境と仕組みを周知することで有効な活用を促します。**介護をしながら仕事を続けられるように、ダブルケアをしている人への支援や介護離職の防止のための支援に取組みます。**

また、高齢者や障害のある人にとっても、一人ひとりが自分らしく生きていくための社会的な支援体制の充実が必要です。

### (1) 保育サービスの充実

共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴う様々なニーズに対応するため、待機児童の削減等、保育サービスの充実を図ります。また、在宅で子育てをする家庭を支援するため、一時預かり等のサービスを提供します。

No.	事業項目	概要
43	一時預かり・定期利用特定保育事業の拡充	多様な保育ニーズに応え、 <b>一時預かり・定期利用特定保育事業を実施する施設数を拡充します。利用する保護者に対して利用料の一部を助成します。</b>
44	病児・病後児保育事業の実施	病児保育を行った施設の補助を継続します。また、利用料及び診療情報提供書文書料の一部を助成します。
45	待機児童の削減等低年齢児保育の充実	保育所新設等を進めるなど、今後も待機児童の解消に努めています。
46	延長保育の拡充	<b>私立公私全保育所で延長保育時間の拡大を目指します。</b>
47	認証保育所のサービスの充実	既存施設の定員を増やすとともに、定員増に向けて施設整備を行います。
48	学童クラブの充実	学童クラブへの入会を希望する児童がすべて入会することができるよう、放課後子ども教室と一体的な運営または連携により対応します。

## (2) ひとり親家庭への支援

仕事と家事の負担や経済的な負担がより大きくなるひとり親家庭に対して、安心して自立した生活を送ることができるよう、市営住宅の優遇抽せんの実施や技能習得のための費用援助等を支援します。

No.	事業項目	概要
49	ひとり親家庭に対する市営住宅入居機会の拡大	一般世帯より当選の可能性を高くする優遇抽せんを実施します。
50	ひとり親家庭の自立のための援助サービスの実施	ひとり親家庭の世帯に対して、状況に応じてホームヘルパーを派遣します。また、自立を支援するためのセミナー開催、母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給等を行います。
51	母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付の実施	貸付の必要性が高いひとり親家庭の母等に対して、適切な貸付を実施します。

## (3) 地域での子育て支援

在宅で子育てをする家庭を支援し、地域において安心して子育てができる仕組みづくりを進めるとともに、地域全体で子育て支援に取り組みます。**また、全ての子育て家庭に切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター事業を実施します。**

No.	事業項目	概要
52	子ども家庭支援事業の拡充	子ども家庭支援センター事業、子ども家庭サービス事業等、必要なサービスを適切に提供することに努めます。また、 <b>全ての子育て家庭に切れ目のない支援をするため、子育て世代包括支援センター事業を開始し、母子保健担当と緊密に連携を図りながら、子育て情報の提供や関係機関連携等の支援の充実を図ります。その他、子育て支援ボランティア養成講座を開催します。</b>
53	ファミリーサポートセンター事業の実施	市民同士が行う子育てに関する援助活動のサポート事業を実施するとともに、事業等の周知を工夫し、提供会員の増加に努めます。
54	放課後子ども教室の実施	「放課後子ども教室」を市立小学校全校で実施します。
55	家庭教育学級の実施	保護者自ら取り組む学習会を府中市立小中学校PTA連合会に委託して実施するほか、小学生以下の子どもの保護者を対象に子育てに関する講座を実施します。

#### (4) 高齢者・障害者・介護者支援等の充実（移動）

男女が共に介護における役割を担っていくために、ホームヘルプサービス等の介護負担を軽減し介護を支える仕組みを周知し、**仕事と介護の両立等に有効な活用を促すとともに、高齢者や障害のある人の自立や生きがい活動の支援等を行います。**

No.	事業項目	概要
56	生きがい事業の充実(廃止)	老人クラブ及びシルバー人材センターへの支援を通じ高齢者が地域社会で活躍できる環境を整えます。
57	高齢者住宅の確保(廃止)	単身の経済的弱者に陥りやすい高齢者に対し、安心して生活できる居住の場を提供します。
58	介護保険事業など福祉サービスの充実	介護予防の取組の普及を図るとともに、介護が必要な場合には、自立支援を目的とした介護保険・福祉サービスを提供します。
59	介護に関する知識や情報の提供	パンフレットや講座、出張説明会、相談等により、制度の周知を図り、介護に関する知識や情報を提供します。
60	障害者(児)サービスの充実	障害者(児)が受ける介護サービスについて必要な給付を行うとともに、引き続き様々な支援を進めています。
61	障害のある人の就労支援	障害者が自立した地域生活をおくれるよう、障害者就労支援事業の拡充を図ります。

# 第6次府中市男女共同参画計画目標Ⅲの課題・施策（案）

表記説明  
赤字：現行計画からの文言変更・  
新規追加  
青字：注記（変更箇所等）

## 目標Ⅲ 人権が尊重される社会の形成

### 課題1. 配偶者等からの暴力の防止

### 配偶者暴力対策基本計画

#### 【現状と課題】

- DV（ドメスティック・バイオレンス<sup>1\*</sup>）は、その多くが家庭内で起こり、加害者に罪の意識が薄いことから、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。また、DV被害者の多くは女性ですが、~~であり、性別による固定的役割分担意識や女性の経済的自立の困難さ等からの女性が軽視されているという社会風潮がその背景にあります。さらに、~~DVは、直接暴力を受ける人だけにとどまらず、その子どもにも多大な影響を与えます。「児童虐待の防止等に関する法律」では、子どもの面前でDVを行うことは、直接子どもに向けられた行為ではなくても、言葉や態度で心を深く傷つける行為であり、児童虐待であるとされています。  
~~このように、家庭内で配偶者が暴力を加えることは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。~~
- 平成13年4月に、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行され、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であることが明文化されました。「DV」という言葉は社会にも浸透されつつありますが、その理解はまだ十分とは言えません。さらに平成25年に一部改正され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法律名が改められ、配偶者間の暴力に限らず、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法の適用対象とされることになりました。
- 令和元年6月、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の改正に伴い、DV防止法の一部が改正され、令和2年4月1日に施行されます。DV防止法に関連する部分は、次の4点です。

<sup>1</sup> 配偶者・パートナー等、親密な関係にある者から支配的に振るわれる暴力のことをいいます。特に、交際中の恋愛で起こるDVをデートDVといいます。殴る蹴る等の身体的暴力だけではなく、次のようなものも含まれます。

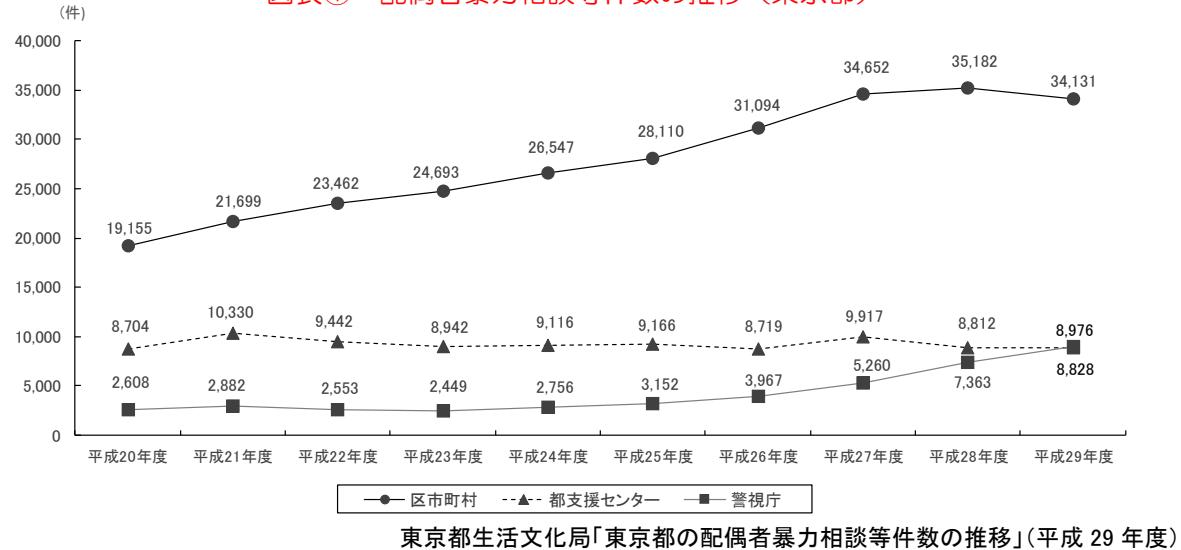
身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞めるなど
精神的暴力	大声で怒鳴る、無視する、実家や人との付き合いを制限する、殴るふりをする、バカにしたり人格を否定するようなことを言う、（大切な）物を壊すなど
経済的暴力	生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、酒やギャンブルで生活費を使い込むなど
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない、見たくないポルノ雑誌等を見せるなど
社会的隔離	外出や親族・友人との付き合いを制限する、交友関係を厳しく監視するなど
その他	「暴力をふるわれる方が悪い」と責任転嫁する、「この家の主は俺だ」など男性の特権を振りかざすなど

※近年は、インターネットや携帯電話を使って誹謗中傷する、監視するなどの人権侵害も問題となっています。

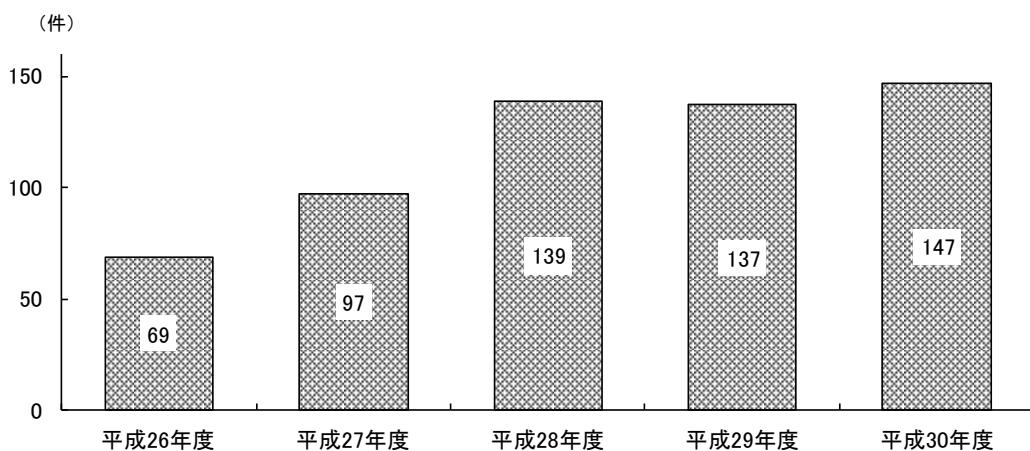
1. DV 被害者の保護にあたり、相互に連携協力すべき関係機関として「児童相談所」を明記。
2. 関係機関の保護の対象である被害者に「同伴家族」も含める。
3. 公布後3年を目途に、通報対象となる DV の形態及び保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大についての検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。
4. 公布後3年を目途に、DV に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

- ・東京都生活文化局による「東京都の配偶者暴力相談等件数の推移」によると、区市町村の相談窓口への相談件数は、平成 28 年度まで増加傾向にありましたが、平成 29 年度はやや減少しています。都支援センターへの相談件数は、横ばいで推移していますが、警視庁への相談件数は増えています。また、市の配偶者暴力相談等件数は、平成 28 年度まで増加傾向にあり、平成 30 年度は 147 件となっています。

図表① 配偶者暴力相談等件数の推移（東京都）

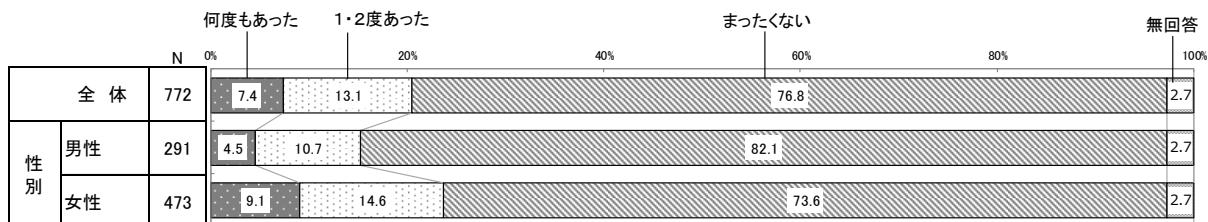


図表② 男女共同参画センターにおける配偶者暴力相談件数の推移（府中市）



・「意識調査」では、本人及び身近な人のDV体験者は全体の約2割を占めています。

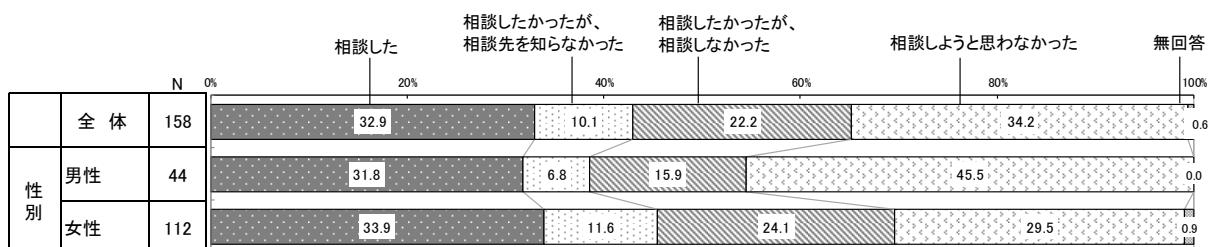
図表③ あなたやあなたの身近な人のDV体験回数（全体、男女別）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

・DV体験者の約3割が「相談した」と回答しており、男女の割合は同程度となっています。国の第4次男女共同参画基本計画における平成30年時点での成果目標の中で、「配偶者からの被害を相談した者の割合」の目標値（令和2年）を男性30%、女性70%としており、目標値に対して市の女性の相談割合が低いため、相談割合を高める施策が必要です。

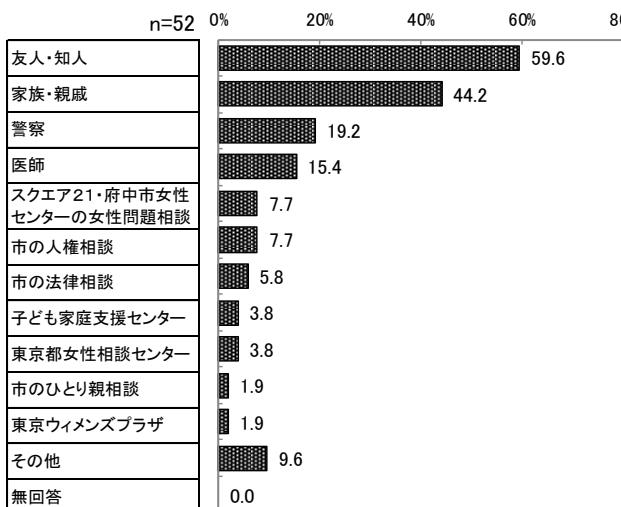
図表④ DVの相談経験（全体、男女別）



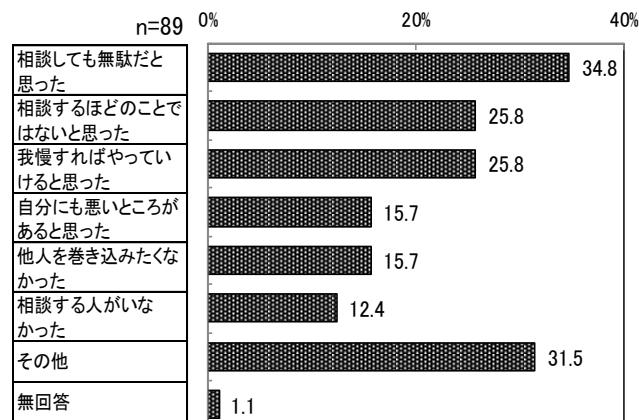
府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

・「意識調査」によると、DVの相談先は、「友人・知人」、「家族・親戚」等、身内が多くなっています。DVを相談しなかった理由として、「相談しても無駄だと思った」が最も多く、「相談するほどのことではないと思った」「我慢すればやつていけると思った」が続いています。

図表⑤-1 DVの相談先（全体、男女別）



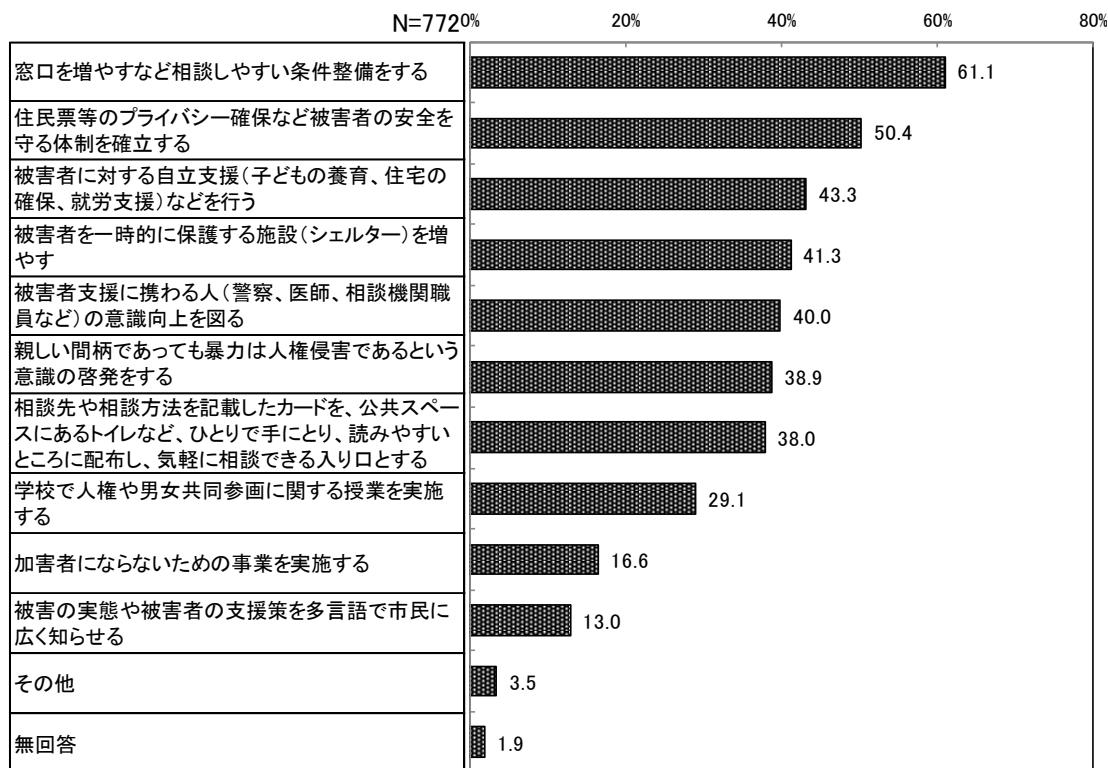
図表⑤-2 DVを相談しなかった理由（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成 30 年)

- 「意識調査」によると、DV対策・防止のために、今後、府中市の施策として必要な事業として、窓口を増やすなど相談しやすい条件整備、被害者の安全を守る体制の確立、被害者に対する自立支援などが挙げられています。

図表⑥ DV対策・防止のために、今後、府中市の施策として必要な事業（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

### 【施策の方向】

このような配偶者暴力の現状を踏まえ、被害者が暴力から逃れ、安全で安心できる生活が送れるよう、被害者本人の意思を尊重し、状況に応じた支援を行うことが必要です。

配偶者暴力の被害を潜在化させないよう、専門相談員による女性問題相談等の相談支援を充実させるとともに、職員間における知識・情報の共有を図ります。

また、DVを当事者だけの個人的な問題ではなく、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な社会問題として捉え、DVに関する正しい理解の促進と防止に向けた啓発の充実を図るとともに、関係機関等との連携により被害者の支援体制を強化します。

## (1) 暴力の根絶に向けた取組の推進

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の内容などについて、パープルリボン<sup>2\*</sup>キャンペーンや講座を通じて意識啓発を図り、DVやデートDV<sup>3\*</sup>に関する理解と根絶に努めます。

さらに、DV被害者支援対応マニュアルに基づく研修を実施し、市職員の共通認識を徹底します。

No.	事業項目	概要
62	暴力を防ぐための意識啓発	「女性に対する暴力をなくす運動期間」関連講座等女性に対する暴力を防ぐための意識啓発講座を開催し、意識啓発を図ります。
63	庁内連携の強化	DV被害者支援対応マニュアルに基づく研修を実施し、庁内における共通認識を徹底します。

※表左:現行計画の事業ナンバー(以下、同様)

<sup>2</sup> 毎年、11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、国や自治体においてさまざまな意識啓発事業を実施しており、パープルリボンはそのシンボルとされています。

<sup>3</sup> 恋人同士等、婚姻関係がない段階(主に大学生や高校生等の若年層)におけるDVのことをいいます。

## (2) 被害者に対する支援の充実

被害者が配偶者等からの暴力から逃れ、本人の意思に沿った自立に至るまでには、相談から自立支援等まで、様々な機関からの支援を必要とするため、被害者に対して心身のケアを行い、関係機関と連携しながら、DVに関する相談や支援体制の強化を図ります。

また、被害者の中には、被害にあっている認識がない場合もあり、被害者自身の気づきを促すための情報提供や女性問題相談カード<sup>4\*</sup>の配布等による相談窓口の周知を徹底します。

No.	事業項目	概要
64	相談体制の充実	DVに対する相談体制の強化を図るとともに、DV被害者支援対応マニュアルの相談シートを活用し、各課と連携を図り、二次被害の防止に努めます。 また、市内公共施設女性トイレに女性問題相談カードを設置し、相談窓口の周知を図ります。
65	関係機関との連携の強化	DV対策連携会議等、関係機関と定期的に情報交換の機会を持ち、連携の強化に努めます。また、配偶者暴力相談支援センターに関する情報収集を行います。
66	民間シェルターへの財政的支援(廃止)	DV被害者の緊急一時保護を行う民間シェルターに対し、補助金を交付します。

### <事業項目 66 の廃止理由>

当該補助対象団体が平成31年度をもって事業を終了予定のため、廃止の方向だが、事業の後継団体が現れた場合は継続する。

## (3) 自立支援体制の確立

DV被害者が自立した生活を送れるよう、生活基盤を整えるための経済的支援や各種制度に関する情報提供等を行います。

また、被害者が安全な生活を送るため、住所等が加害者に知られることのないよう、被害者の個人情報の管理の徹底を図ります。

No.	事業項目	概要
67	公営住宅への入居の情報提供	DV被害者に対し、公営住宅の入居についての情報提供を行います。
68	被害者の個人情報の管理の徹底	DV被害者の安全を確保するため、被害者の個人情報の管理の徹底を図ります。

<sup>4</sup> DV等の相談窓口を記載しているカードで、公共施設や女性トイレに置いています。

## 課題2. 人権の尊重

### 【現状と課題】

- ・家庭内での児童虐待をはじめ、介護される人が介護者や家族・親族から虐待を受ける事例が増加しています。虐待に関する相談件数も増加しており、その背景には、核家族化や地域のつながりの希薄化により、家庭が孤立しやすい状況に直面していることがあります。
- ・全国210か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、年々増加しており、平成29年度の合計は133,778件となっています。内容別では、心理的虐待件数が最も多く、次いで身体的虐待が続いているいます。

図表⑦ 児童相談所における児童虐待相談対応件数（全国）

内容別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (速報)
身体的虐待	24,245	26,181	28,621	31,925	33,223
ネグレクト	19,627	22,455	24,444	25,842	26,818
性的虐待	1,582	1,520	1,521	1,622	1,540
心理的虐待	28,348	38,775	48,700	63,186	72,197
合計	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778

平成29年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数(厚生労働省)

- ・東京都の養護者による高齢者虐待に関する相談・通報の状況をみると、年々増加しており、平成29年度は3,587件となっています。

図表⑧ 養護者による高齢者虐待に関する相談・通報の状況（東京都）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
2,761	2,959	3,056	3,243	3,587

東京都福祉保健局「平成29年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(平成29年度)

- ・東京都における職場でのセクシュアル・ハラスメントの労働相談件数は増加傾向にあり、平成30年度は2,000件を超えています。

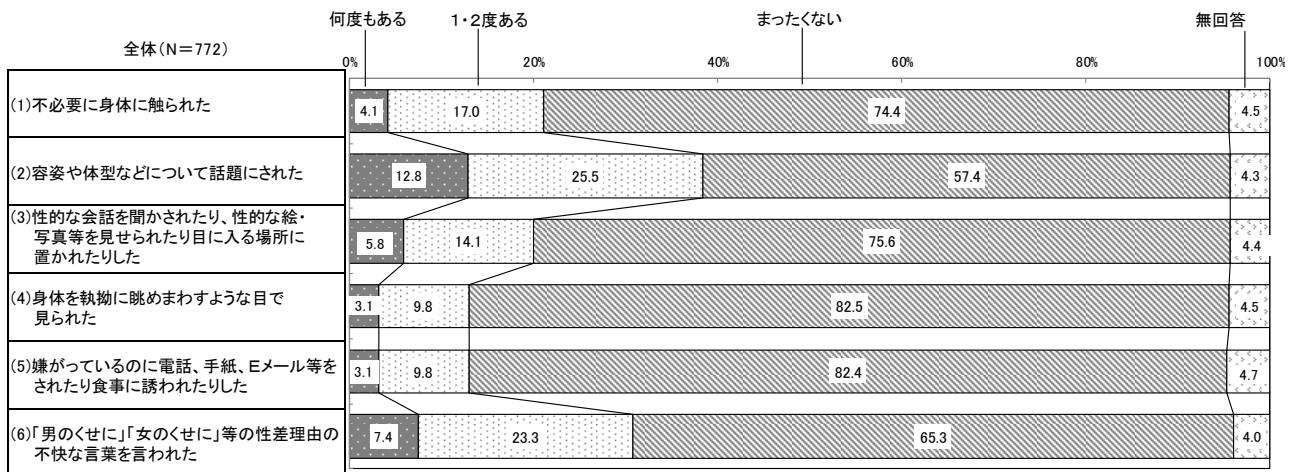
図表⑨ セクシュアル・ハラスメント労働相談件数の推移（東京都）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,162	1,198	1,555	1,569	2,036

東京都労働局「労働相談及びあっせんの状況」(平成30年度)

- 「意識調査」では、セクシュアルハラスメントを受けた経験について、「容姿や体型などについて話題にされた」、「『男のくせに』『女のくせに』等の性差理由の不快な言葉を言われた」などの回答が多くなっています。

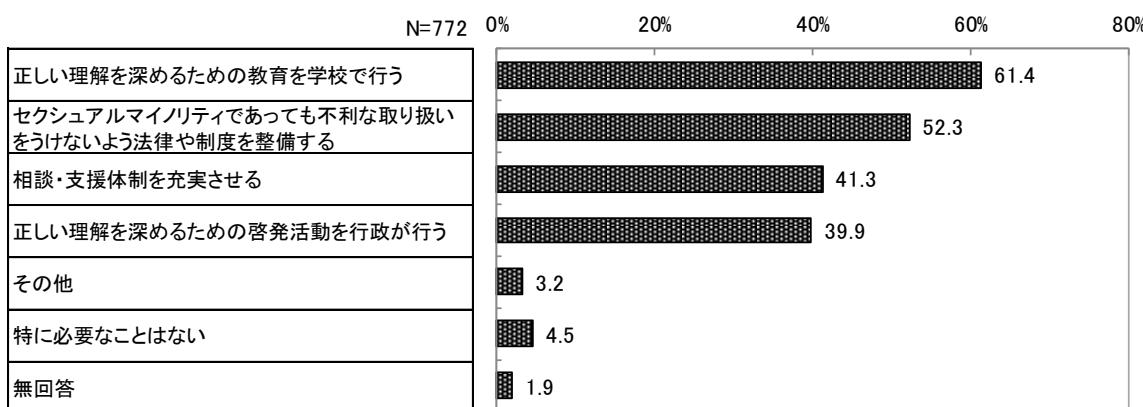
図表⑩ セクシュアルハラスメントを受けた経験（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

- 「意識調査」では、セクシュアルマイノリティの人々の人権を守るために必要な方策として、正しい理解を深めるための学校教育、法律や制度の整備が半数以上、相談・支援体制の充実、行政による意識啓発活動も約4割挙げられています。

図表⑪ セクシュアルマイノリティの人々の人権を守るために、必要な方策（全体）



府中市男女共同参画に関する意識調査報告書(平成30年)

## 【施策の方向】

男女共同参画社会の形成には、**男性も女性もそれぞれ誰も**が、お互いの特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりを持つことが大切です。DV、セクシュアルハラスメント<sup>5\*</sup>、虐待等の行為は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の妨げとなります。これらは、社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するとともに、その防止に向けた取組と相談体制の充実を図ります。

また、性的マイノリティに対する差別や偏見によって、当事者の方が様々な困難を抱える状況は少なくないとされています。多様な性のあり方を尊重する社会を実現するため、性的マイノリティの人々への理解の促進と支援に努めます。

府内においては、男女平等の視点に立った表現の使用について啓発を行います。

### (1) 家庭内暴力等の根絶に向けた取組の推進

家庭内暴力等について、その予防と根絶のための情報提供、意識啓発の充実を図るとともに、相談しやすい体制づくりを進めます。特に、児童虐待については、**虐待を防ぐための意識啓発**や、相談しやすい体制づくりに努め、**子育て家庭の孤立化を防ぐ**とともに、**育儿不安や精神的不安の解消**を図り、虐待の早期発見、早期対応や保護・自立に至るまでの総合的な支援体制の整備を推進します。

また、高齢者、障害のある人への暴力の根絶に向けて、相談体制の充実を図ります。

<sup>5</sup> 異性が不快に感じる行動をとることをいいます。地位を利用して性的関係を迫る等の「代償型」や、卑わいな話を職場などで公然としてすることで環境を悪化させる「環境型」など範囲が広く、男女間では大きな認識の差がみられます。**ハラスメント**には、他に次のようなものがあります。

マタニティ・ハラスメント(マタハラ) パタニティ・ハラスメント(パタハラ)	妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせです。休暇等の取得を理由とした解雇や減給などの不当な扱いだけでなく、言葉や態度による嫌がらせも含みます。女性社員に対する嫌がらせ行為をマタニティ・ハラスメント、男性社員に対する嫌がらせ行為をパタニティ・ハラスメントといいます。
パワー・ハラスメント(パワハラ)	職務上の地位や人間関係を利用したいじめや嫌がらせです。課題な残業の強要、人間関係からの切り離し、言葉や態度による暴力的な行為など、業務の適正範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり職場環境を悪化させられたりすることです。
ジェンダー・ハラスメント	「男らしさ」「女らしさ」など固定的な性別役割分担意識にもとづいた差別や嫌がらせです。「男のくせに〇〇だ」「女のくせに〇〇だ」といった発言です。ジェンダー・ハラスメントは性的マイノリティの方々にとっても深刻な問題です。

No.	事業項目	概要
69	児童虐待を防ぐための意識啓発	<p>母子保健担当や医療機関などの関係機関と連携し、支援が必要な妊婦には早期のフォローを行い、訪問や受診指導に繋ぎます。また、市民に対して年間を通じた児童虐待防止の普及活動を実施し、意識啓発を図っていきます。</p> <p>また、DV 被害者の安全を確保するため、被害者の個人情報の管理の徹底を図ります。</p> <p><del>妊娠届出時のアンケートにより、支援が必要な妊婦には保健師がフォローを行うなど、関係機関と連絡を取り、訪問や受診指導などにつなげます。</del></p>
70	子どもに関する相談	子育ての不安や悩み事、子ども自身からの悩み事、児童虐待について等の相談を行います。
71	児童虐待防止への対応	児童虐待防止対応マニュアルを活用し、関係機関との連携強化、情報共有のスピード化を図ります。また、学校や保育所等との定期的な情報交換を行い、さらなる児童虐待防止を図ります。
72	福祉総合相談	<p>福祉に関する相談、高齢者等の権利擁護などの相談を受け止め、関係部署と連携して助言や対応を行います。</p> <p><del>市と地域包括支援センターを中心に、安心して生活を送れるよう相談業務を行います。</del></p>
73	障害者相談支援事業	心身障害者の福祉や地域生活についての相談を行います。

### <参考>

#### ●児童虐待防止法・児童福祉法の改正(令和元年6月)について

親の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化を盛り込んだ改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が、参院本会議で全会一致により可決、成立しました。一部を除き令和2年4月から施行されます。

#### ◆令和元年改正のポイント

- ・親権者や里親らは児童のしつけに際し、体罰を加えてはならない。民法の懲戒権の在り方は、施行後2年をめどに検討
- ・児童相談所で一時保護など「介入」対応をする職員と、保護者支援をする職員を分けて、介入機能を強化
- ・学校、教育委員会、児童福祉施設の職員に守秘義務を課す
- ・ドメスティックバイオレンス(DV)対応機関との連携も強化
- ・都道府県などは虐待した保護者に対して医学的・心理学的指導を行うよう努める
- ・児相の児童福祉司に過剰な負担がかからないよう人口や対応件数を考慮し体制を強化
- ・転居しても切れ目ない支援をするため、転居先の児相や関係機関と速やかに情報共有

(厚生労働省「児童虐待関係の最新の法律改正について」より引用、追記)

## (2) セクシュアルハラスメント等防止の推進（名称変更）

セクシュアルハラスメントは、職場のみならず、学校や地域社会等さまざまな場面において起こり得るものです。加害者の無自覚な言動がセクシュアルハラスメントとなることもあります、セクシュアルハラスメント防止に向けた意識啓発や、とともに、パワー・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止に向けた取組もが重要であると言えます。

セクシュアルハラスメント等は社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するため、普及啓発や相談体制の充実を図ります。

また、雇用の場におけるセクシュアルハラスメント等の防止に向けては、労働者・使用者の双方に対して普及啓発を行い、主体的な取組を促します。

No.	事業項目	概要
77	職場・地域等におけるセクシュアルハラスメント防止の推進	国や都と連携し、企業や地域に、セクシュアルハラスメント防止ハンドブック等で広く情報提供を行うとともに、セミナーを実施します。また、男女共同参画女性センターの情報資料室に書籍・パンフレット等の各種資料を置き、講座や職員研修の中で啓発に努めます。
78	職員・教職員に対する研修会の実施	全職員を対象としたセクシュアルハラスメント防止研修を実施し、セクシュアルハラスメント防止に係る意識づけを行います。
79	職員・教職員のための相談窓口の充実	セクシュアルハラスメント防止を推進するため、相談しやすい体制を常時整えておくとともに、苦情処理担当窓口の充実を図ります。

### (3) 性的マイノリティへの理解促進と支援（新）

近年、性の多様性については徐々に社会的な認識が進んでいるものの、依然として、性的マイノリティに対する差別や偏見によって、当事者の方が様々な困難を抱える状況は少なくないと言われています。性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指し、意識啓発を行うとともに、平成31年4月1日に施行されたパートナーシップ宣誓制度の周知に努めます。

No.	事業項目	概要
	例:性的マイノリティに関する意識啓発の実施	性的マイノリティに対する偏見や差別の解消等を目指すため意識啓発を実施します。
	例:パートナーシップ宣誓制度の周知	同性婚等を公的に認めるパートナーシップ宣誓制度を周知します。

#### <参考>

##### (3)性的マイノリティへの理解促進と支援

###### ●他市町村で実施している事業例:

###### ・相談員・教職員等を対象とした研修会の実施

(性的マイノリティへの理解を促進するため、相談員や教職員等を対象に研修会を実施)

###### ・パネル展示やリーフレット配布による啓発

(性的マイノリティへの偏見や差別の解消のため、当事者からのメッセージや啓発ポスターの展示、リーフレットの配布により市民への理解を促進する)

###### ・学校教育における個別的支援

(性的マイノリティなどについて、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、教育相談と連携し、配慮する)

### (4) 平和・人権意識の推進（移動）

人権の尊重は、男女共同参画社会づくりの基盤となるものです。平和を願い、人権を大切にする意識を高めるとともに、平和に関する学習や啓発事業を推進します。

No.	事業項目	概要
36	憲法講演会の開催	日本国憲法に関する講演を開催し、広く市民に憲法について考えてもらう機会を提供します。
37	平和展の開催	市民が戦争・平和について考える一助として平和展を開催します。また、平和啓発事業として、夏休み平和子ども教室バズツアーやパネル展等を実施します。

## 課題3. 生涯を通じた健康支援

### 【現状と課題】

- ・女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などのライフステージや、女性特有の疾病等に留意する必要があります。
- ・市の子宮がん検診の受診率は、平成25・26年度に20%を超えたものの、平成27年度以降は15%前後で推移しています。乳がん検診の受診率は、平成25年度以降、東京都の平均値と比べると高い値で推移しています。  
様々な媒体を活用して、がん検診をはじめとする各種健診受診の必要性や、要精密検査の場合の早期受診促進などの啓発が重要です。

図表⑫ 子宮がん・乳がん検診受診率の推移（東京都・府中市）

		（%）				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
子宮がん	府中市	10.5	21.1	21.1	15.0	14.5
	東京都	17.7	20.7	21.2	19.2	14.9
乳がん	府中市	14.0	24.2	29.7	24.5	25.8
	東京都	15.7	20.1	21.4	20.5	17.8

東京都福祉保健局「北多摩南部保険医療圏 保健医療福祉データ集」(平成26年～30年版)

### 【施策の方向】

男女共同参画社会の実現に向けては、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きることが重要です。

特に、女性の身体には妊娠・出産のための機能が備わっており、男性と異なる身体上・健康上の問題に直面することがあります。妊娠・出産が女性の心身に大きな影響を及ぼし、また、その人生設計を大きく左右し得るものであることから、女性の自己決定が十分尊重され、健康状態やライフステージに応じた的確な自己管理を行うことが重要となります。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）<sup>6\*</sup>の視点に立った、性に関する正しい知識や意識の啓発を行うとともに自分自身の心身の健康について適切な知識を持ち、健康を維持できるよう、生涯を通じての健康支援を図ります。

<sup>6</sup> 1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

## (1) 性別・年代別に応じた健康保持・増進支援（名称変更）

男女の健康の維持と予防のために、健康診査や健康指導を行うとともに、健康的な食生活や運動習慣の確立を目指し、自発的に健康づくりを努めることができるよう、それぞれのライフステージに応じた健康支援を図ります。

また、女性が主体的に妊娠・出産について自己決定することができるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及啓発及び性感染症予防や薬物乱用等の防止のための啓発活動を充実します。

No.	事業項目	概要
80	母子の健康増進	母子の健康保持と増進を図るため、健康診査、相談及び教育事業等を実施します。また、女性のための健康講座を開催します。
81	健康診査事業の充実	各種健(検)診により、疾病の早期発見と予防、生活習慣の改善のための啓発を行います。
82	生活習慣病予防の充実	各種健(検)診において予防の啓発を行う教育を実施するとともに、運動実践や、食生活改善を目的とした調理実習を取り入れ、実践的な教育事業を実施します。
90	健康に関する相談 <small>[再掲]</small>	歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による相談事業を実施します。
83	介護予防への取組の充実	いつまでも自分らしく自立して生活するために、介護予防に関する情報の提供や講座の開催、介護予防に関する取組を実施します。
84	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発	子どもを計画的に生み育て健康で明るい家庭を築いていくため、母子保健相談を通しての啓発のほか、両親学級などの場で父親への啓発も行います。
85	性教育及び薬物・飲酒・喫煙等に関する教育・啓発	イベント等で薬物乱用防止の啓発活動を行う等の意識啓発を図っていきます。
86	各種体操教室の実施	総合体育館や地域体育館にて女性の健康づくりを目的とした体操教室等を実施します。
87	自主的スポーツ、レクリエーション活動への指導者派遣	地域でのスポーツ・レクリエーション活動に必要な指導者を派遣します。

## 課題4. 相談体制の充実

### 【現状と課題】

- 男女共同参画センターにおける相談件数は、平成28年度まで増加傾向でしたが、平成29年度以降1,000件台を推移しています。相談内容別では、夫婦関係・家族関係の相談件数は減少していますが、自分自身の相談件数は増加傾向にあります。

図表⑬ 男女共同参画センターにおける相談状況の推移

相談内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自分自身	88	130	147	144	163
夫婦関係	275	284	300	228	247
家族関係	238	214	325	158	181
その他	723	703	729	552	454
合計	1,324	1,331	1,501	1,082	1,045

府中市男女共同参画センター調べ

- 平成29年度の各種相談件数の中で、福祉総合相談は、高齢者人口に占める女性の割合が高いため、女性の相談件数が6割を超え、7,214件となっています。
- 相談内容が複雑・困難化しているため、職員の更なる能力向上を図るとともに、関係機関との連携を深める必要があります。

図表⑭ 各種相談件数（平成29年度）

外国人相談	・一般相談 0件 ・市政相談 3件
子どもに関する相談	・総合相談新規受理件数 975件 ・子ども・若者総合相談 108件 ・妊娠・出産・及び育児に関する相談 4,482件 ・教育相談 1,232件
福祉総合相談	11,118件（うち女性の相談件数 7,214件）
障害者相談支援事業	9,203件
労働相談	18件
女性自身に関する相談	・人権身の上相談 64件 ・女性問題相談 1,082件 ・母子家庭や寡婦・女性が抱えている問題についての相談 3,075件
健康に関する相談	1,780件

第5次府中市男女共同参画計画および府中市男女共同参画の推進に関する事項について(答申)(平成31年)

## 【施策の方向】

人権の尊重、男女平等共同参画の視点に立ち、女性が抱えている様々な問題を解決するためには、相談体制の充実は欠かすことはできません。女性や児童等に対する暴力やいじめ、子育ての不安や悩みを解決するため、それぞれの相談窓口の専門性の向上と関係機関との連携を促進し適切な対応に努めるとともに、利用しやすい相談体制の充実を図ります。また、インターネットによる相談体制について研究します。

### (1) 相談窓口の充実

個々人が抱える様々な問題を解決するため、相談者が利用しやすい体制づくりや相談窓口の周知を図り、関係機関と連携して専門的な視点から問題解決の支援を行います。

No.	事業項目	概要
33	外国人相談窓口の充実[再掲]	市役所の市民相談室で、公募の通訳ボランティアの協力により、外国人の日常生活全般や市政の相談に応じます。
70	子どもに関する相談[再掲]	子育ての不安や悩み事、子ども自身からの悩み事、児童虐待について等の相談を行います。
72	福祉総合相談[再掲]	福祉に関する相談、高齢者等の権利擁護などの相談を受け止め、関係部署と連携して助言や対応を行います。 市と地域包括支援センターを中心に、安心して生活を送れるよう相談業務を行います。
73	障害者相談支援事業[再掲]	心身障害者の福祉や地域生活についての相談を行います。
79	職員・教職員のための相談窓口の充実[再掲]	セクシュアルハラスメント防止を推進するため、相談しやすい体制を常時整えておくとともに、苦情処理担当窓口の充実を図ります。
88	労働相談[再掲]	労働条件、労使関係など労働全般の相談に社会保険労務士が助言・指導を行います。
89	女性自身に関する相談	人権身の上相談(市民相談室)、女性問題相談(男女共同参画女性センター)、母子家庭や寡婦・女性が抱えている問題についての相談(子育て応援支援課)を行います。
90	健康に関する相談[再掲]	歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士による相談事業を実施します。